

安永五申年迄六十二年ニ成

正徳五乙未年御用控

八月藤兵衛勤番

一二日大谷九右衛門問屋名代手代を
問屋ニ致御用等茂手代出勤候様

被仰付早々申渡候

一日々ニとあミ肴ニ至迄トといや江

出し壳候様ニ目代儀右衛門へ申付候様

被仰付早々申付候

右之通安永五申年大谷藤兵衛

御用記写し致手前江差越、則藤兵衛

直筆之書付有之、若万一紛失有之ハと

新九郎写し置もの也